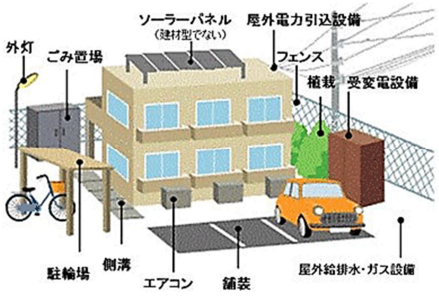
不動産賃貸業に係る固定資産税（償却資産）の申告について

賃貸住宅・貸ビル・貸店舗・駐車場
などを経営されている方も
償却資産の申告が必要です！
（固定資産税）



個人や法人で事業を行っている方が、その事業のために用いている構築物・建物附属設備・器具・備品などの有形固定資産を「償却資産」といい、土地、家屋と同じように固定資産税の課税対象となります。

賃貸アパート・賃貸マンション・貸店舗・駐車場の経営も「事業」です。その減価償却費などが法人税法または所得税法の規定による所得の計算上損金または必要な経費に算入されるものは、償却資産に該当しますので、償却資産の申告をしていただくことになります。



＜償却資産例１＞　賃貸アパート　等

塀、門扉、看板、駐車場の舗装、機械式駐車設備、自転車置き場、ごみ置き場、緑化施設、受変電設備、エアコン(壁掛け型)、外灯、屋外の電気・ガス・給排水設備、太陽光発電設備(建材型除く)　など

＜償却資産例２＞　貸ビル・貸店舗　等

塀、門扉、看板、駐車場の舗装、機械式駐車設備、自転車置き場、緑化施設、受変電設備、発電機設備、蓄電器設備、ＬＡＮ設備、中央監視設備、外灯、屋外の電気・ガス・給排水設備、太陽光発電設備(建材型除く)　など

※賃貸人（テナント）がその事業のために施工した内装・造作、建築設備等は、賃貸人（テナント）による償却資産の申告が必要です。



＜償却資産例３＞　貸し駐車場

舗装（アスファルト、コンクリート、砂利敷き等）、塀、フェンス、外灯、看板　など

■　申告方法について

毎年、１月１日現在で市内に所有する償却資産を、１月３１日までに申告いただきます。（申告の内容は、所有者・資産品名・取得価格・耐用年数　等になります）

なお、賃貸アパート・マンションを新築された所有者様には、申告時期に申告用紙と手引きを送付しています。（申告用紙が届かない場合は、お手数ですが市役所課税課家屋係までご連絡下さい。なお、税理士が作成する用紙での申告も可能です。）

■　償却資産と家屋の区別

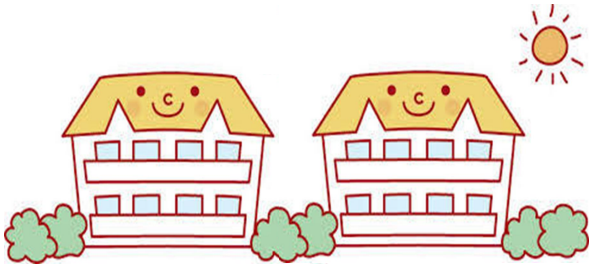
家屋には様々な設備が取り付けられていますが、固定資産税においては、それらを家屋と償却資産に区分して課税しています。

償却資産と家屋の区別は次のとおりです。表中「償却資産対象」となっている設備は、家屋の評価に含まれていませんので、償却資産として申告することになります。

※該当物件の工事見積書明細・工事内訳書明細等の中で以下の項目をご確認ください

名称	項目	項目詳細	課税区分
建築本体工事			家屋
建築附帯工事	電気設備工事	屋内電気設備工事	家屋
		屋外電気設備工事	償却資産対象
		受変電設備工事	償却資産対象
	給排水衛生設備工事	屋内給排水設備工事	家屋
		屋外給排水設備工事	償却資産対象
		給排水本管取出工事	償却資産対象
	ガス設備工事	屋内ガス設備工事	家屋
		屋外ガス設備工事	償却資産対象
外構工事	外構工事	塀・フェンス	償却資産対象
		植栽	償却資産対象
		アスファルト舗装	償却資産対象
		自転車置場	償却資産対象
その他工事	機械設備	機械式駐車設備	償却資産対象
		太陽光発電システム	償却資産対象
	器具	冷暖房設備工事	償却資産対象

＊＊＊申告へのご理解・ご協力を宜しくお願いいたします＊＊＊



吉川市　課税課　家屋係　償却資産担当
電話：０４８－９８２－５１１５（直通）
〒342-8501　吉川市きよみ野一丁目１番地